

平成二十四年法律第九十号

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条～第八条）
- 第二章 基本方針（第九条）
移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のための施策（第十一条～第十六条）
- 第三章 移植に用いる造血幹細胞提供あつせん事業（第十七条～第二十九条）
骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業（第十七条～第二十九条）
- 第四章 脘帶血供給事業（第三十条～第四十三条）
造血幹細胞提供支援機関（第四十四条～第五十二条）
- 第五章 脘帶血供給事業（第五十三条～第五十四条）
造血幹細胞提供支援機関（第五十三条～第五十四条）
- 第六章 雜則（第五十五条～第六十一条）
罰則（第五十五条～第六十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の基本となる事項について定めるとともに、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業及び脣帶血供給事業について必要な規制及び助成を行うこと等により、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「移植に用いる造血幹細胞」とは、移植に用いる骨髓、移植に用いる末梢血幹細胞及び移植に用いる脣帶血をいう。
第三条 この法律において「移植に用いる骨髓」とは、造血幹細胞移植（造血機能障害を伴う疾病その他の疾病であつて厚生労働省令で定めるものの治療目的として造血幹細胞を人に移植することをいう。以下同じ。）に用いるために採取される人の骨髓をいう。
第四条 この法律において「移植に用いる末梢血幹細胞」とは、造血幹細胞移植に用いるために厚生労働省令で定める方法により末梢血から採取される人の造血幹細胞をいう。
第五条 この法律において「移植に用いる脣帶血」とは、造血幹細胞移植に用いるために採取される人の脣帶血（出産の際に娩出される脣帶及び胎盤の中にある胎兒の血液をいう。第三十条第三項及び第四項において同じ。）をいい、当該採取の後造血幹細胞移植に適するよう調製されたものを含むものとする。

第六条 この法律において「骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業」とは、移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞の提供のあつせん（以下「骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん業務」といいう。）を行う事業をいう。
第七条 この法律において「脣帶血供給事業」とは、移植に用いる脣帶血の提供について、その採取、調製、保存、検査及び引渡し（情報管理その他これららの業務に付随し、又は関連する業務として厚生労働省令で定める業務を含む。以下「脣帶血供給業務」という。）を行う事業（移植に用いる脣帶血を採取される者の委託により当該移植に用いる脣帶血を当該者又はその親族が用いるために脣帶血供給業務を行うものを除く。）をいう。
（基本理念）

第八条 この法律に用いる造血幹細胞の提供については、造血幹細胞移植を必要とする者が造血幹細胞移植を受けける機会が十分に確保されることを旨として、その提供の促進が図られなければならない。
第九条 移植に用いる造血幹細胞の提供については、造血幹細胞移植を行おうとする医師その他の移植に用いる造血幹細胞の提供は、任意にされたものでなければならぬ。
第十条 移植に用いる造血幹細胞の提供については、造血幹細胞移植を必要とする者が造血幹細胞移植を受ける機会が公平に与えられるよう配慮されなければならない。
（基本理念）

5 移植に用いる骨髓及び移植に用いる末梢血幹細胞の提供については、その採取に身体的負担を伴うことに鑑み、移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供する者の健康の保護が十分に図られなければならない。

6 移植に用いる脣帶血の提供については、移植に用いる脣帶血の特性及びその提供に調製、保存等の過程を伴うことに鑑み、その安全性その他の品質の確保が図られなければならない。

（国の責務）

第四条 國は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、移植に用いる造血幹細胞提供あつせん事業者（以下「造血幹細胞提供関係事業者」という。）及び第十四条第一項に規定する支援機関は、移植に用いる造血幹細胞の提供において中核的な役割を果たすべきことには鑑み、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に積極的に寄与するよう努めなければならない。

（造血幹細胞提供関係事業者等の責務）

第六条 第十九条に規定する骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者及び第三十条第二項に規定する脣帶血供給事業者（以下「造血幹細胞提供関係事業者」という。）及び第十四条第一項に規定する支援機関は、移植に用いる造血幹細胞の提供において中核的な役割を果たすべきことには鑑み、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に積極的に寄与するよう努めなければならない。

（医療関係者の責務）

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第八条 医療機関の開設者及び管理者は、第十二条の健康等の状況の把握及び分析のための取組に必要な情報の提供に努めなければならない。

（関係者の連携）

第九条 国、地方公共団体、造血幹細胞提供関係事業者、第四十四条第一項に規定する支援機関及び医療機関は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るために、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（第二章 基本方針）

（第九条）

厚生労働大臣は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るために基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

（第十条）

基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（第十一条）

（基本方針）

一 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する基本的な方向
二 移植に用いる造血幹細胞の提供の目標その他移植に用いる造血幹細胞の提供の促進に関する事項
三 移植に用いる造血幹細胞の安全性の確保に関する事項
四 その他移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し必要な事項

（第十二条）

（基本方針）

三 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（第三章 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のための施策）

（国民の理解の増進）

第十一条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

（情報の一體的な提供）

第十二条 国は、造血幹細胞移植を行おうとする医師その他の移植に用いる造血幹細胞を必要とする者に対する移植に用いる造血幹細胞の提供に関する情報を一体的に提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(提供者等の健康等の状況の把握及び分析のための取組の支援)

第十二条 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に資するよう、移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供した者及び移植に用いる造血幹細胞の提供を受けた者の健康等の状況の把握及び分析のための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業運営の確保)
第十三条 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に資するよう、造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業の運営を確保するため、財政上の措置その他必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の促進等)

第十四条 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に資する研究開発の促進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進)

第十五条 国は、移植に用いる臍帯血の品質の確保に係る国際的な技術協力その他の移植に用いる造血幹細胞の提供に関する国際協力の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(移植に用いる骨髓及び移植に用いる末梢血幹細胞の採取に係る医療提供体制の整備)

第十六条 国は、移植に用いる骨髓及び移植に用いる末梢血幹細胞の提供が円滑に行われるよう、移植に用いる骨髓及び移植に用いる末梢血幹細胞の採取に係る医療提供体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業

(骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業の許可)

第十七条 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第十八条 厚生労働大臣は、前条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 営利を目的としてその事業を行おうとする者でないこと。

二 移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞の安全性の確保のために必要な措置を講じていること。

三 移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供する者の健康の保護のために必要な措置を講じていること。

四 その事業を公平かつ適正に行わないおそれがないこと。

五 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ハ この法律の規定によりその執行を終わり、又はその執行を受けることがな

くなつた日から三年を経過しない者

ニ 第二十七条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)第六十一条第二項を除き、以下同じ)である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十九号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)のうちの一人を含む。以下同じ)であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

本 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者のあるもの

(安全性の確保)
第十九条 第十七条の許可を受けた者(以下「骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者」という。)は、移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞の安全性が確保されるよう、これらを提供

しようとする者の感染症等への罹患についての調査その他の必要な措置を講じなければならない。

(提供者の健康の保護等のための措置)

第二十条 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者は、移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供する者に対する健康診断の実施その他の移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供する者の健康の保護のための措置及び移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞の採取に伴う健康被害の補償のための措置を講じなければならない。

(採取に当たつての説明及び同意)

第二十一条 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者は、移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞の採取に当たつては、移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供する者に対する健康診断の実施その他の移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供する者の健康の保護のための措置及び移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞の採取に伴う健康被害の補償のための措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第二十二条 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれららの者であつた者は、正当な理由がなく、骨髓・末梢血幹細胞を提供する者に対する健康診断の実施その他の移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供する者に対する健康の保護のための措置及び移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞の採取に伴う健康被害の補償のための措置を講じなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十三条 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(報告の徴収等)

第二十四条 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者に対する骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん業務に関する必要な報告を求め、又はその職員に、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者の事務所その他の施設に立ち入り、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第二十五条 厚生労働大臣は、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その必要の限度において、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者に対し、その改善に必要な措置を命ぜることができる。

(事業の休廃止)

第二十六条 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者は、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第二十七条 厚生労働大臣は、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 第十八条第五号イからハまで又はホのいずれかに該当するに至つたとき。
二 この章の規定に違反したとき。
三 第二十五条の規定による命令に違反したとき。

(補助)

第二十八条 国は、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者に対し、予算の範囲内において、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業に要する費用の一部を補助することができる。

(厚生労働大臣の援助)

第二十九条 厚生労働大臣は、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者に対し、移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞の適切な提供の推進のために必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

第五章 脘帶血供給事業

(躘帶血供給事業の許可等)

第三十条 脘帶血供給事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者(以下「躘帶血供給事業者」という。)でなければ、業として、移植に用いる躘帶血の採取、調製、保存、検査若しくは引渡しをし、又は引渡しを受けてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 脘帶血供給事業者の委託により行う場合

二 脘帶血供給事業者が引渡しをした移植に用いる躘帶血について行う場合

三 移植に用いる躘帶血を採取される者の委託により当該移植に用いる躘帶血を当該者又はその親族が用いるために採取される移植に用いる躘帶血について行う場合(躘帶血供給事業を行う場合を除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、移植に用いる躘帶血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合

五 移植に用いる躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

六 厚生労働省令で定める場合

七 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

八 厚生労働省令で定める場合

九 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

十 厚生労働省令で定める場合

十一 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

十二 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

十三 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

十四 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

十五 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

十六 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

十七 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

十八 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

十九 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

二十 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

二十一 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

二十二 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

二十三 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

二十四 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

二十五 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

二十六 他人も、業として、人の躘帶血(採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。)で、前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる躘帶血(当該移植に用いる躘帶血であることをその者が知らないものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

ホ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者のあるもの
(品質の確保に関する基準の遵守)

第三十二条 脘帶血供給事業者は、脘帶血供給業務の方法に関する移植に用いる脘帶血の安全性その他の品質の確保のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(採取に当たつての説明及び同意)

第三十三条 脘帶血供給事業者は、移植に用いる脘帶血の採取に当たつては、移植に用いる脘帶血を提供しようとする妊婦に対し、採取した移植に用いる脘帶血の用途、移植に用いる脘帶血の完全性の確保に関し協力すべき事項その他移植に用いる脘帶血の採取に關し必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得なければならない。

(支援機関に対する情報の提供)

第三十四条 脘帶血供給事業者は、厚生労働省令で定める移植に用いる脘帶血の採取に用いる脘帶血に関する厚生労働省令で定める情報を第四十四条第一項に規定する支援機関に対し提供しなければならない。

(研究目的での利用及び提供)

第三十五条 脘帶血供給事業者は、厚生労働省令で定める移植に用いる脘帶血を研究のために自ら利用し、又は提供することができる。

(秘密保持義務)

第三十六条 脘帶血供給事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、脘帶血供給業務の遂行に支障のない範囲内において、その採取した移植に用いる脘帶血を研究のために自ら利用し、又は提供することができる。

(報告の徵収等)

第三十七条 脘帶血供給事業者は、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(報告の徵収等)

第三十八条 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、脘帶血供給事業者に対し、脘帶血供給業務に関する必要な報告を求め、又はその職員に、脘帶血供給事業者の事務所その他他の施設に立ち入り、脘帶血供給業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第三十九条 厚生労働大臣は、脘帶血供給業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、その必要の限度において、脘帶血供給事業者に対し、その改善に必要な措置を命ぜることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事業の休廃止)

第四十条 厚生労働大臣は、脘帶血供給事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

- 二 この章の規定に違反したとき。
 三 第三十九条の規定による命令に違反したとき。
- 第四十二条** 国は、臍帯血供給事業者に対し、予算の範囲内において、臍帯血供給事業に要する費用の一部を補助することができる。
 (厚生労働大臣の援助)
- 第四十三条** 厚生労働大臣は、臍帯血供給事業者に対し、移植に用いる臍帯血の品質の確保その他移植に用いる臍帯血の適切な提供の推進のために必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 第六章 造血幹細胞提供支援機関**
- (支援機関の指定)
- 第四十四条** 厚生労働大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条各号に掲げる業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、造血幹細胞提供支援機関(以下「支援機関」という。)として指定することができる。
- 1 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、支援機関の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 2 支援機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、そ
- (支援機関の業務)
- 第四十五条** 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 1 移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供する意思がある者の登録その他造血幹細胞提供関係事業者の行う骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業及び臍帯血供給事業に必要な協力をを行うこと。
- 2 造血幹細胞提供関係事業者の行う骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業及び臍帯血供給事業について、必要な連絡調整を行うこと。
- 3 第一号の登録をした者に係る移植に用いる骨髄及び移植に用いる末梢血幹細胞提供あつせん事業並びに第三十四条の規定により臍帯血供給事業者から提供された移植に用いる臍帯血に関する情報について、必要な連絡調整を行うこと。
- 4 移植に用いる造血幹細胞を必要とする者に提供すること。
- (秘密保持義務)
- 第四十六条** 支援機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、支援業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。
- (帳簿の備付け等)
- 第四十七条** 支援機関は、厚生労働省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
 (報告の徴収等)
- 第四十八条** 厚生労働大臣は、支援業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、支援機関に対し、支援業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、支援機関の事務所その他の施設に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 二 この章の規定に違反したとき。
 三 第三十九条の規定による命令に違反したとき。
- 第四十九条** 厚生労働大臣は、支援業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、支援機関に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
- 第五十条** 支援機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
- 第五十一条** 厚生労働大臣は、支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 一 支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 第四十九条の規定による命令に違反したとき。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
- 第五十二条** 国は、支援機関に対し、予算の範囲内において、支援業務に要する費用の一部を補助することができる。
- 第七章 雜則**
- (経過措置)
- 第五十三条** この法律の規定に基づき厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、その厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
- 第五十四条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 第八章 罰則**
- 第五十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第十七条の許可を受けないで骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業を行つた者
- 二 第三十条第二項から第四項までの規定に違反した者
- 第五十六条** 第二十七条又は第四十一条の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第五十七条** 第二十二条、第三十六条又は第四十六条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第五十八条** 第二十五条又は第三十九条の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 第五十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第二十三条又は第三十七条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 二 第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 三 第二十六条又は第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 第六十条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした支援機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第四十七条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定により検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

三 第五十条の規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同一法人の代表者若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十五条、第五十六条、第五十八条又は第五十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は代理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 (準備行為)

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 (骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業及び臍帯血供給事業に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業又は臍帯血供給事業を行っている者は、この法律の施行の日から三月間（当該期間内に第十七条又は第三十条の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間）は、第十七条又は第三十条の規定にかかわらず、引き続き骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業又は臍帯血供給事業を行うことができる。その者がその期間内に第十七条又は第三十条の規定による許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第五条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成三〇年一二月一四日法律第九八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る）、第八十五条、第一百二条、第七十七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六

号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定による。

布の日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同一の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。）

(罰則に関する経過措置)

(第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(施行期日)